

# 太田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置整備事業を行う者に対し、予算の範囲内において太田市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。その浄化槽は、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもので、法第4条第1項の規定による構造基準に適合するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。ただし、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録されたものに限る。
- (2) 生活排水 厨房、風呂及び便所のいずれもが設置されている専用住宅からの排水をいう。
- (3) 専用住宅 専ら自己の居住を目的とした住宅をいい、小規模店舗等を併設した住宅（ただし、補助の対象は住宅部分の人槽のみで、住宅部分の床面積が2分の1以上であるものに限る。）も含む。
- (4) 人槽区分 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表の規定に基づく処理対象人員の算定方法（昭和44年建設省告示第3184号）に基づく日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」（以下「算定基準」という。）による浄化槽の人員区分をいう。
- (5) 転換 既設単独処理浄化槽又はくみ取槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を撤去し、又は雨水貯留水槽等に再利用することをいう。

(6) 浄化槽エコ 既設の単独処理浄化槽等を撤去し、雨水貯留水槽等に再利用(予定を含む。)をし、又は撤去をしようとしたにもかかわらず、撤去できない相当の理由があり撤去できないことをいう。

(7) 宅内配管工事 浄化槽への流入管、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置工事をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、次に掲げる区域を除く市内全域とする。

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業計画区域」という。)。ただし、下水道事業計画区域であっても、下水道の整備が当面見込まれない区域は補助の対象とする。

(2) コミュニティ・プラント、農業集落排水事業等の処理区域及び整備が予定されている区域(農業集落排水事業にあつては、接続が困難と市長が認めた区域を除く。)

(補助対象)

第4条 補助の対象は、前条に規定する補助対象区域内において、専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する者が次に掲げる者の監督の下に行う工事(工事の際に単独処理浄化槽等を撤去して浄化槽を設置する場合は、撤去工事も含む。)とする。

(1) 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を終了した者

(2) 昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認の申請又は法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者

(2) 補助金交付決定前に浄化槽設置工事に着手した者

(3) 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者

(4) 専用住宅を継続的に使用すると認められない者

(5) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

- (6) 浄化槽の排水を公共用水域に排出可能であるにもかかわらず、当該排水を公共用水域に排出しない者
- (7) 営利の目的で浄化槽付きの専用住宅を建築する者（以下「建築者」という。）又は浄化槽を設置する者。ただし、建築者が、当該専用住宅の浄化槽設置前に、居住目的で当該専用住宅を購入し、継続的に使用しようとする者（以下「使用者」という。）と売買契約を結んでいる場合は、使用者に対し補助金を交付する。
- (8) 補助事業により整備された浄化槽について、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管渠で接続し、使用を開始できない者
- (9) 市税等の滞納がある者
- (10) その設置について補助金の交付を受けた浄化槽（以下この号において「交付済浄化槽」という。）を廃し、新たに浄化槽を設置しようとする者。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - ア 当該交付済浄化槽を設置した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過しているとき。
  - イ 火災その他の災害により被害を受け、当該交付済浄化槽が使用できない状況になったため、新たに浄化槽を設置するとき。
  - ウ その他相当の理由があると市長が認めたとき。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる額（該当しない額を除く。）の合計額とする。

- (1) 新規設置補助額 浄化槽の設置に要する費用に相当する額として、別表第1号の表の左欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする額
- (2) 転換設置補助額 単独処理浄化槽等の撤去を伴う浄化槽の設置に要する費用に相当する額として、別表第2号の表の左欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表の中欄に定める額を限度とする額及び転換に要する費用に相当する額として、人槽区分にかかわらず、同表の右欄に定める加算限度額を限度とする。

- (3) 下水道事業計画区域における補助額 下水道事業計画区域において浄化槽を新規に設置又は転換により設置する場合は、別表第3号の表の左欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする額
  - (4) 宅内配管工事補助額 下水道事業計画区域外に存する既存住宅において単独処理浄化槽からの転換を行う場合であって宅内配管工事を施工するときに限り、当該宅内配管工事に要する費用に相当する額又は30万円のいずれか低い額を第2号の転換設置補助額に加算する。
  - (5) 浄化槽エコ補助額 人槽にかかわらず、10万円（ただし、宅内配管工事補助を受ける場合及び下水道事業計画区域において補助する場合を除く。）
- 2 前項の補助金の額を算定する場合の人槽区分については、設置した浄化槽の人槽にかかわらず、住宅の延べ床面積、使用状況等を勘案した処理対象人員によるものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者については、補助金の額から第1項第2号の転換設置補助額及び同項第4号の宅内配管工事補助額を除くものとする。
- (1) 浄化槽の設置が法律上義務付けられている者
  - (2) 建築基準法第6条第1項に基づく確認の申請又は法第5条第1項に基づく設置の届出が行われずに単独処理浄化槽を設置した者
  - (3) 転換を適正に行わない者
- (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ規則第5条第1項の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認済証の写し及び審査機関を経由した浄化槽仕様書の写し又は審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 平面図及び配置図
- (4) 登録証の写し
- (5) 登録浄化槽管理票（C票）
- (6) 保証登録証
- (7) 予算書（様式第1号）
- (8) 同意書（様式第2号）
- (9) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書

- (10) 第4条第1項各号に規定する工事施工監督者の証明書の写し
- (11) 第4条第2項第7号ただし書に該当する者は、売買契約書の写し
- (12) 単独処理浄化槽を撤去して浄化槽を設置する場合は、保守点検・清掃委託契約書等の写し
- (13) くみ取槽を撤去して浄化槽を設置する場合は、し尿くみ取領収書等の写し
- (14) 雨水貯留水槽等に再利用する場合は、雨水貯留水槽等に改造するための見積書の写し
- (15) 宅内配管工事施工見積書の写し（宅内配管工事補助額の交付を受けようとする場合に限る。）
- (16) 浄化槽エコの場合は、浄化槽エコ転換撤去等の確認書（様式第3号）
- (17) 太田市税等完納照合票（様式第4号）
- (18) その他市長が必要と認める書類  
（補助事業の中止又は期間の変更の報告）

第7条 規則第6条第2項の補助金等交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金等の交付を受ける前に補助事業の中止又は期間内に遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。  
（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年の会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、規則第10条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- (2) 浄化槽法定検査申込書（7条検査）の写し
- (3) 浄化槽設置工事に関する誓約書（様式第5号）の写し
- (4) 浄化槽設置工事に関する領収書の写し
- (5) 浄化槽設置工事チェックリスト（様式第6号）
- (6) 浄化槽設置工事写真
- (7) 単独処理浄化槽等の撤去工事に関する領収書の写し
- (8) 雨水貯留水槽等の改造工事に関する領収書の写し
- (9) 浄化槽使用廃止届出書写し

- (10) 単独処理浄化槽等撤去工事写真（撤去前と撤去後の状況、撤去物及び運搬車両の登録ナンバー、会社名、許可番号が確認できる写真）
- (11) 単独処理浄化槽等から雨水貯留水槽等に再利用するための改造工事写真（改造前と改造後の状況が確認できる写真。該当する場合に限る。）
- (12) 単独処理浄化槽等の埋設状況、撤去後又は改造後の状況及び撤去物を確認できる写真（浄化槽エコ（撤去又は雨水貯留水槽等に再利用する場合に限る。）に限る。）
- (13) 単独処理浄化槽等の埋設状況の写真（撤去の障害物、上部利用状況等が確認できるもの。浄化槽エコ（撤去できない場合に限る。）に限る。）
- (14) 宅内配管工事に要した費用の領収書及び請求書の写し並びに宅内配管工事施工写真（宅内配管工事補助額の交付を受けようとする場合に限る。）
- (15) 浄化槽法定検査申込書（11条検査）の写し（宅内配管工事補助額の交付を受けようとする場合に限る。）
- (16) 決算書（様式第7号）
- (17) 誓約書（様式第8号）
- (18) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の請求）

第9条 市長は、規則第10条の補助事業等実績報告書の審査合格後、補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 規則、要綱の規定により付された条件に違反したとき。

（工事状況の確認）

第11条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を確認することができる。

（書類の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、合併前の太田市浄化槽設置事業費補助金交付要綱（平成元年4月1日太田市制定）、尾島町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱（平成元年4月1日尾島町制定）、新田町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（昭和62年4月1日新田町制定）又は藪塚本町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成6年5月16日藪塚本町制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに交付の決定を受けた太田市浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに交付の決定を受けた太田市浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに交付の決定を受けた太田市浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに交付の決定を受けた太田市浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに交付の決定を受けた太田市浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



別表（第5条関係）

（1） 新規設置補助額

人 槽 区 分	限 度 額
5 人 槽	123,000円
6 ～ 7 人 槽	159,000円
8 ～ 10 人 槽	211,000円

（2） 転換設置補助額

人 槽 区 分	限 度 額	加算限度額
5 人 槽	246,000円	100,000円
6 ～ 7 人 槽	318,000円	
8 ～ 10 人 槽	423,000円	

（3） 下水道事業計画区域における補助額

人 槽 区 分	限 度 額
5 人 槽	82,000円
6 ～ 7 人 槽	106,000円
8 ～ 10 人 槽	141,000円

様式第1号（第6条関係）

予 算 書

収入の部

単位：円

区 分		金 額	備 考
市補助金	新規設置補助額		
	転換設置補助額		
	転換設置加算補助額		
	浄化槽エコ補助額		
	宅内配管工事補助額※		
自 己 資 金			
合 計			

支出の部

単位：円

区 分		金 額	備 考
浄化槽 設置工事	本体価格		
	設置工事費		
	宅内配管工事費※		
	消費税		
	小計（Ⅰ）		
転換工事	単独処理浄化槽等撤去費		
	雨水貯留水槽改造費		
	廃材搬出費		
	廃棄処分費		
	消 費 税		
	小計（Ⅱ）		
合 計（Ⅰ＋Ⅱ）			

※宅内配管工事の補助対象に該当する場合のみ記入してください。

## 同意書

年 月 日

（宛先） 太田市長

- 1 私は、太田市浄化槽設置整備事業補助金の交付に伴う検査において、当方が不在であっても、貴職員が宅地内に入り実施することに同意いたします。
- 2 私は市税等の納付状況について、貴職員が税務等の関係当局に報告を求めることに同意いたします。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

（署名） ※自筆でお願いいたします。

浄化槽エコ転換撤去等の確認書

◆補助申請者 氏名 \_\_\_\_\_

既存の単独処理浄化槽、または、くみ取り槽の撤去処分が該当するものを以下の第1～第4の中からどれか一つ選んで○印を付けてください。

1 単独処理浄化槽等を「撤去する」

2 単独処理浄化槽等を雨水貯留水槽等に「再利用する」

- ・該当する番号どれか一つを選んで○印を付けてください。
- ・「その他」の場合には、その具体的な内容を記載してください。

- (1) 雨水貯留水槽
- (2) 防火水槽
- (3) その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 単独処理浄化槽等を「撤去できない」

- ・次のA～Dの分類から該当するものを一つ選び、その中から該当する番号を選んで○印を付けてください。

※A分類の場合は複数選択可、B及びC分類はどれか一つ選択

- ・「その他」の場合には、その具体的な内容を記載してください。

分類	撤去できない理由	
A 障 害	1	家屋の損壊につながる恐れがある
	2	塀が崩れる（倒れる）恐れがある
	3	塀、庭木等が障害となり作業機械が入れない状況にある
B 土 部 利 用	4	単独処理浄化槽の上部を駐車場として利用しているため
	5	車庫の床下に単独処理浄化槽があるため
	6	倉庫の床下に単独処理浄化槽があるため
C 再 利 用	7	雨水貯留水槽として利用する予定がある
	8	防火水槽として利用する予定がある
D	9	その他 ( _____ )

4 単独処理浄化槽等を「撤去しない」 . . . . .「エコ補助金」対象外

太田市税等完納照合票（浄化槽設置整備事業補助金交付申請用）	
年 月 日	
住 所	ふりがな 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> 生年月日 年 月 日
太 田 市 税 等 完 納 照 合 欄	
市	（該当税目を○印で囲む） 市 県 民 税 ・ 固 定 資 産 税 国 民 健 康 保 険 税 ・ 軽 自 動 車 税 課 税 な し
税	納 税 課 照 合 欄

この書類を納税課の窓口へ提出し、照合印を受けたものを申請書に添付してください。

※太枠内は記入しないでください。

委 任 状	
年 月 日	
依頼人住所	氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
私は、上記事項の照合について、下記の者を代理人に選任いたします。	
代 理 人	住所
	氏名

代理人が照合を受ける場合は、申請者本人による委任状への記入が必要となります。

様式第5号（第8条関係）

浄化槽設置工事に関する誓約書

浄化槽設置者

住 所

氏 名

様

私は、あなたが太田市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて行った下記の浄化槽設置工事に関し、引渡し後瑕疵が発見されたときは、信義を守り誠実に下記条項を履行することを誓約します。

記

設 置 場 所	太田市
浄 化 槽 の 名 称	
浄 化 槽 の 認 定 番 号	
浄 化 槽 の 処 理 方 式	
浄 化 槽 の 人 槽 区 分	人槽

第1条 浄化槽法第4条第3項及び関係法令の規定による浄化槽工事の技術上の基準に適合しないと認められるときは、速やかにこれを修補する。

第2条 浄化槽法第7条の規定による検査を受け、その結果改善の指摘を受けた場合は、瑕疵の修補又は損害賠償の請求に対し、誠意をもって速やかにこれを処置する。ただし、浄化槽設置者の責に帰すべき理由によるものについては、設置者において処置するものとする。

第3条 瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引渡し後5年以内とする。

第4条 この誓約書に定めのない事項については、相互が誠意をもって協議をすることとする。

年 月 日

浄化槽施工業者

住 所

会 社 名

代 表 者

登録(届出)番号

印

様式第6号（第8条関係）

浄化槽設置工事チェックリスト

検 査 項 目		チェックのポイント	欄
1	流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞はないか。	
2	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3	誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
		雨水や工場排水等が流入していないか。	
4	ますの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なますが設置されているか。	
5	流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6	根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止	建築基準法施行令第136条の3第4項に基づく法令を遵守したか。	
7	かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
8	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
		保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
		コンクリートスラブが打たれているか。	
9	漏水の有無	漏水が生じていないか。	
10	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
11	接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	

※欄記入方法 適切に完了した事項については、○印を記入してください。

検 査 項 目		チェックのポイント	欄
12	ばっき装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		空気の出方や水流に片寄りはないか。	
13	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		薬剤筒は傾いていないか。	
14	ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
		ポンプますに漏水のおそれはないか。	
		ポンプが2台以上設置されているか。	
		設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
		ポンプの固定が十分行われているか。	
		ポンプの取りはずしが可能か。	
		ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
15	ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
		固定が十分行われているか。	
		アースはなされているか。	
		漏電のおそれはないか。	
<p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">担当浄化槽設備士氏名 (印) (浄化槽設備士免状の交付番号 )</p>			

※欄記入方法 適切に完了した事項については、○印を記入してください。



## 決 算 書

## 収入の部

単位：円

区 分		金 額	備 考
市補助金	新規設置補助額		
	転換設置補助額		
	転換設置加算補助額		
	浄化槽エコ補助額		
	宅内配管工事補助額※		
自 己 資 金			
合 計			

## 支出の部

単位：円

区 分		金 額	備 考
浄化槽 設置工事	本体価格		
	設置工事費		
	宅内配管工事費※		
	消 費 税		
	小計（Ⅰ）		
転換工事	単独処理浄化槽等撤去費		
	雨水貯留水槽改造費		
	廃材搬出費		
	廃棄処分費		
	消 費 税		
	小計（Ⅱ）		
合 計（Ⅰ＋Ⅱ）			

※宅内配管工事の補助対象に該当する場合のみ記入してください。

（宛先） 太田市長

補助対象者

住 所

氏 名

㊞

浄化槽設置場所

太田市

## 誓 約 書

私は、太田市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けるに当たり、次の事項を確実に実施するとともに環境保全に努めることを誓約いたします。

- 1 群馬県の指定検査機関である（財）群馬県環境検査事業団が行う浄化槽法第7条の設置後等の水質検査及び第11条の定期検査（法定検査）を受検します。
- 2 「1」の法定検査結果について、市長が必要に応じて、この検査結果を補助対象者又は関連する検査機関に請求し、取得することについて同意します。
- 3 浄化槽設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管渠で接続し、使用開始します。
- 4 公共下水道の供用開始の公示がされたときは、遅滞なく下水道に接続いたします。

※ 本書は2部作成し、補助対象者と太田市で1部ずつ保管すること。